

# 防府市ふれあいのまちづくり事業費補助金交付要綱

平成14年4月1日制定

## (目的)

第1条 この要綱は関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年に対し、永続的かつ自主的に福祉サービスを提供する体制を整備することを目的に社会福祉法人防府市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う「ふれあいのまちづくり事業」に交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

## (補助金の額)

第2条 補助金の額は、市長が予算の範囲内において決定する。

## (補助金の交付申請)

第3条 市社協は、補助金の交付の申請をしようとするときは、防府市ふれあいのまちづくり事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

## (補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、防府市ふれあいのまちづくり事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付の決定を通知するものとする。

## (補助金の請求)

第5条 市社協は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金の請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により市社協の提出する適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に補助金を市社協に支払うものとする。

## (実績報告書)

第6条 市社協は、年度終了後遅滞なく防府市ふれあいのまちづくり事業費補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなけ

ればならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

防府市ふれあいのまちづくり事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住所  
団体名  
代表者名

防府市ふれあいのまちづくり事業費補助金交付要綱第3条の規定により、  
次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書

第2号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長



防府市ふれあいのまちづくり事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号で申請がありました 年度ふれあいの  
まちづくり事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定しました  
ので、通知します。

記

- 1 補助金交付額 円
- 2 補助金の交付の対象となる事業は、申請書記載のとおりであること
- 3 事業に係る実績報告書の提出は、事業完了後遅滞なく行うこと

第3号様式

年 月 日

防府市ふれあいのまちづくり事業費補助金実績報告書

(宛先) 防府市長

住 所

団体名

代表者名

防府市ふれあいのまちづくり事業費補助金交付要綱第6条の規定により、  
下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書